

薬号外
令和3(2021)年12月24日

一般社団法人栃木県薬剤師会長
一般社団法人栃木県病院薬剤師会長
一般社団法人栃木県医薬品登録販売者協会会長
栃木県配装置薬協議会長
栃木県医薬品卸協会会長
栃木県医療機器販売業協会会長
栃木県薬事工業会会長
栃木県麻薬協会会長
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 栃木県支部長
栃木県温泉保護開発協会連合会長

様

栃木県保健福祉部薬務課長 小林 由典

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底の周知について
(依頼)

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

現在、国内では新たな変異株であるオミクロン株の市中感染が確認されるなど、今後、再度の感染拡大の可能性が高まっている中、年末・年始を迎えるにあたり、忘年会や初詣などの恒例行事により、さらに社会経済活動の活発化が想定されるため、引き続き、マスクの着用や手洗い、ゼロ密、換気といった基本的な感染対策の徹底などの取組の継続を呼びかけることとしました。

つきましては、貴会員等に対し、別添「年末・年始の過ごし方のお願い」について周知くださるようお願いいたします。

保健福祉部薬務課
〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20
TEL:028-623-3120
e-mail:yakumu@pref.tochigi.lg.jp

感対第 556 号
令和 3 (2021) 年 12 月 24 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染対策徹底の周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

本日開催した第 71 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、PCR 検査等無料化を実施する検査事業者の登録を進めるなど、「ワクチン・検査パッケージ」の実施に向けた環境を整え、感染対策と日常生活の回復の両立を図ることとしました。

一方、感染の伝播は続いており、新たな変異株であるオミクロン株の市中感染が確認されるなど、今後、再度の感染拡大の可能性が高まっている中、年末・年始を迎えるにあたり、忘年会や初詣などの恒例行事により、さらに社会経済活動の活発化が想定されるため、引き続き、マスクの着用や手洗い、ゼロ密、換気といった基本的な感染対策の徹底などの取組の継続を呼びかけることとしました。

つきましては、貴団体員等に対し、別添「年末・年始の過ごし方のお願い」について周知してくださいますようお願ひいたします。

加えて、緊急事態宣言等下において、飲食店等の事業者が利用者のワクチン接種歴又は陰性の検査結果いずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、行動制限の緩和を可能とする制度である「ワクチン・検査パッケージ (VTP) 制度」の登録受付を、令和 3 (2021) 年 12 月 27 日から開始することとしましたので、併せて御周知願います。

〔 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター^{TEL 028-623-2826} 〕

年末・年始の過ごし方のお願い

★国内でオミクロン株の市中感染が確認されています

★年末年始は1年のうち最も感染拡大しやすい時期です

- ワクチン接種者を含め、「マスクの着用」や「会話する＝マスクする」、「手洗い」、「ゼロ密」、「換気」など、基本的な感染対策の徹底を継続してください。
 - 「混雑した場所を避ける」、「少人数で活動する」などして、感染リスクの高い活動を控えてください。
 - 帰省や旅行にあたっては、リスクの低減を図る取組をしてください。
- 外食の際は、とちまる安心認証店など、感染対策が徹底された飲食店を利用してください。

ワクチン・検査パッケージ（VTP）について①

感染対策と経済社会活動の両立のため、緊急事態宣言等下であっても、ワクチン・検査パッケージ活用により、飲食やイベント、移動等に対する行動制限を緩和（その他の活用も可能）

行動制限時の緩和

※感染状況により緩和を中止することがある

VTPなし

飲食

警戒度レベル2以上において、同一テーブル5人以上の会食回避を要請

カラオケ

緊急事態宣言下においてカラオケ設備を提供しないことを要請

イベント

まん延防止等重点措置以上において、VTP未活用の場合に収容人数の制限を要請

移動

警戒度レベル2以上において、不要不急の都道府県間の移動等は極力控えるよう要請

VTPあり

会食の人数制限無し
※とちまる安心認証店に限る

収容率50%以下のカラオケ設備提供可

人数制限を緩和（収容定員まで可）
※感染防止安全計画の策定が必要

移動の制限を要請しない

その他の活用

旅行

第2弾 県民一家族一旅行（隣県拡大版）の利用時の要件（令和4年1月5日以降の旅行が対象）

民間事業

VTPを活用したサービスの提供（隨時）

具体例：飲食店や宿泊施設における割引や追加サービス、高齢者施設や医療機関での面会制限緩和など

その他

帰省に際して検査を無料で受けることも可能（隨時）

ワクチン・検査パッケージ（VTP）について②

県民の皆様へ

VTPの利用にはワクチン接種歴又は陰性の検査結果が必要です。

◆ ワクチン接種歴

スマートフォンアプリ(新型コロナワクチン接種証明書)、接種済証(コピーや撮影したものでも可)によりワクチン2回接種済み(2週間以上経過)を証明する。

◆ 陰性の検査結果

陰性の結果通知書を提示する。(有効期限:PCR等 = 検体採取日+3日、抗原定性 = 検査日+1日)

※健康上の理由でワクチン接種ができない方及び12歳未満の方は無料
(イベント参加等でその場で検査する場合は通知書は不要)

事業者の皆様へ

VTPによる制限緩和を受けるには事前登録等が必要です。

①・②は12/27(月)より登録受付開始 (③は随時受付中)

①飲食店（飲食を主として業とするカラオケ店含む）

どちまる安心認証事務局に認証取得申請と併せて登録申請を行って下さい。（既認証店へは個別に登録確認を行います）

②カラオケ店（飲食を主として業としない店舗）

県感染症対策課に登録申請を行って下さい。

③イベント

県所管課にVTP実施計画を記載した感染防止安全計画を提出し、確認を受けて下さい。

※施設（映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等）が制限緩和を受けたい場合も同様です。

民間独自にVTPを活用したサービス提供等のみを実施する場合は**登録は不要**です。

（自分で検査を実施する場合は検査拠点としての登録が必要です。）

VTP等のための検査の無料化について

- ①ワクチン接種を受けられない方が**VTPを利用**するため必要な検査を無料化します。(12/25(土)から)
(民間独自のVTPを活用したサービスを受けるために必要な検査も無料化)
- ②感染の拡大の傾向が見られる場合に、知事からの要請に基づいて受検した検査を無料化します。

①VTPを利用するための検査

対象者

- ・健康上の理由によりワクチン接種を受けられない方
- ・12歳未満の方 ※ いずれも**無症状者のみ**

自己の意思に基づく
未接種者は無料検査
の対象になります

検査の方法

県の登録を受けた検査拠点（薬局など（※））において、**原則対面**で実施

検査の種類

PCR検査等・抗原定性検査（簡易キット検査）

※検査拠点により異なります

無料の期間

12/25(土)から令和3年度末まで

②感染拡大傾向時の検査

対象者

感染拡大の傾向が見られる、又はオミクロン株の市中感染が確認された場合、知事からの要請により、検査を受検する住民の方（ワクチン接種者を含む）※**無症状者のみ**

検査の方法

県の登録を受けた検査拠点（薬局など（※））において、**原則対面**で実施

検査の種類

PCR検査等・抗原定性検査（簡易キット検査）

※検査拠点により異なります

無料の期間

知事が要請する期間

※検査拠点は、県ホームページに掲載します（今後順次拡大を図ります）。

<注意事項>

- ・発熱などの症状がある方は、**医療機関を受診**してください。
- ・無料検査で陽性となったときは、必ず**医療機関を受診**し、医師の診断を受けてください。